介護テクノロジー普及促進補助金

介護ＤＸ化推進補助金

事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

介護事業者等経営改善支援補助金

募　集　要　項

〇応募受付期間　　令和８年６月１６日（火）
～ 令和８年７月３１日（金）１７時迄

〇応募書類の提出先　　長崎県福祉保健部　長寿社会課
介護人材確保推進班
〒850-8570 長崎市尾上町３－１
TEL 095(895)2440／FAX 095(895)2576

〇応募書類の提出方法　　電子申請

※募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、
ご利用ください。（長崎県 福祉保健部 長寿社会課ホームページ）
URL：http://10.1.10.10/doc/48428.html

長崎県福祉保健部　長寿社会課

１．事業の目的

高齢化が進行し、働き手となる世代の人口が減少していく中で、質の高い介護サービスの提供や、さらなる生産性向上を図るため、介護現場のテクノロジー化及び小規模事業者の業務協働化並びに介護事業者の経営基盤強化等を促進します。

２．補助金の種類

（１）介護テクノロジー普及促進補助金

介護テクノロジーの機器導入等の経費を補助

（２）介護ＤＸ化推進補助金

複数の介護事業所等による介護テクノロジーの導入や介護業務全般のテクノロジー化など、生産性向上に先進的に取り組む事業所が行う機器導入や研修等の経費を補助

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

小規模事業者等で構成するグループに対し、人材募集及び研修の共同実施並びに業務の協働化等に要する経費を補助

（４）介護事業者等経営改善支援補助金

介護事業者等が経営基盤の強化や経営状況の改善に向けた取組を実施するために、独立行政法人福祉医療機構（以下「WAM」という。）の提供する、経営診断又は経営分析プログラムの受講等に要する経費を補助

３．補助対象者

（１）介護テクノロジー普及促進補助金

・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

（２）介護ＤＸ化推進補助金

・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

※複数の介護事業者等で申請する場合は、代表する事業者が申請するものとする。

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

・小規模法人（１法人あたり１施設又は事業所のみを運営するような法人等。）を１以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）を対象とする。
・事業者グループは、介護事業所の他、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所も対象として差し支えない。ただし、介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所を対象とする。）を運営する法人が代表者として申請するものとする。

（４）介護事業者等経営改善支援補助金

・介護事業所等を運営する法人（社会福祉法人、医療法人、株式会社等）
・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

４．補助要件

補助を受けることができる者は、各補助金の要件を全て満たすものとする。

（１）～（４）の補助金共通

①複数の補助金の同時申請は可能である。ただし、「（１）介護テクノロジー普及促進補助金」と「（２）介護ＤＸ化推進補助金」の同時採択は行わない。

（例）

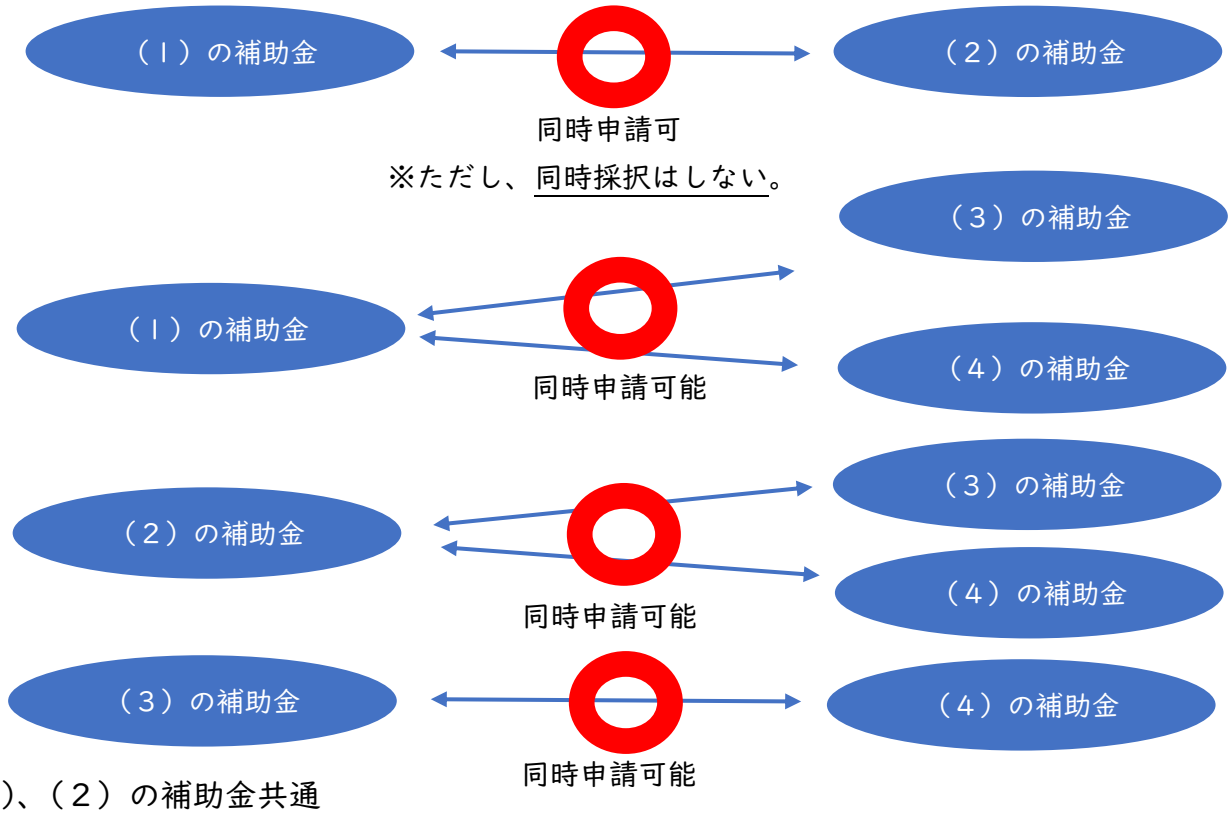

（１）、（２）の補助金共通

①国・県・他事業所から要請があれば、見学等を受け入れ、導入事例を県のホームページ等で公表することや、国が実施する効果検証事業に可能な限り協力することに同意できる事業所であること。

②本事業により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など、生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元し、その旨を職員に周知する事業所であること。

③独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言するとともに、個人情報保護の観点から十分なセキュリティ対策を講じること。

・法人単位として、又は事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。

・セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。
・SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること。
・SECURITY ACTION とは？
（掲載先：https://www.ipa.go.jp/security/security-action/sa/index.html）
・「新５分でできる！情報セキュリティ自社診断」
（掲載先：https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf）

④業務改善計画を作成し、業務改善に取り組むこと。なお、**計画の作成にあたって、原則として「ながさき介護現場サポートセンター」に相談するものとする。**
・ながさき介護現場サポートセンターホームページ
（掲載先：https://aes-medicalwelfare.com/n-kaigo/）

⑤機器の導入に加え、以下のいずれか一つを実施すること。（詳細は、７．事業内容の（１）（ア）補助対象の D を参照）
・コンサルティング会社等による業務改善支援
・ながさき介護現場サポートセンターが実施する研修、又は厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー（講義形式）」、「生産性向上フォローアップセミナー（ワーク形式）」及び「デジタル中核人材養成研修」の受講

⑥補助を受けた事業所は、「科学的介護情報システム」（Long-term care Information system For Evidence；LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。

⑦補助を受けた事業所は、介護テクノロジー機器の導入状況を「介護サービス情報公表システム」へ正確に反映させること。

⑧以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。
※開催頻度は原則３ヶ月に１回以上とする。
（参考）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集
（掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf）

短期入所生活介護	短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護）	地域密着型介護老人福祉施設
介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護医療院	介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護	介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護

⑨以下サービスについては、令和８年度内に、「ケアプランデータ連携システム」 の利用を開始すること。なお、「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。

・ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト
（掲載先：https://www.careplan-renkei-support.jp/）

※ケアプランデータ連携システムの利用を開始してから１年間、利用料が無料になるキャンペーンが令和７年６月１日から延長されている。(詳細は、以下リンクを参照)

・ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンサイト
（掲載先：https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html）

訪問介護	介護予防訪問リハビリテーション
訪問入浴介護	介護予防通所リハビリテーション
訪問看護	介護予防福祉用具貸与
訪問リハビリテーション	介護予防短期入所生活介護
通所介護	介護予防短期入所療養介護 （介護老人保健施設）
通所リハビリテーション	介護予防短期入所療養介護 （介護療養型医療施設等）
福祉用具貸与	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
短期入所生活介護	介護予防認知症対応型通所介護
短期入所療養介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護	介護予防小規模多機能型居宅介護 （短期利用）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防認知症対応型共同生活介護 （短期利用）
認知症対応型通所介護	介護予防支援
地域密着型通所介護	訪問型サービス（みなし）
小規模多機能型居宅介護	訪問型サービス（独自）
看護小規模多機能型居宅介護	訪問型サービス（独自／定率）
特定施設入居者生活介護（短期利用）	訪問型サービス（独自／定額）
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	通所型サービス（みなし）
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	通所型サービス（独自）
居宅介護支援	通所型サービス（独自／定率）
介護予防訪問入浴介護	通所型サービス（独自／定額）
介護予防訪問看護	

⑩補助金を受けた事業所は、補助を受けた翌年度から３年間、業務改善計画に対する効果を報告すること。

（２）の補助金

①複数の事業所や介護業務全般でのテクノロジー化を図るなど、介護従事者の身体的負担の軽減や、業務時間の削減、介護サービスの質の向上などにつながり、先進事例となることを数値等で示した具体的な業務改善計画を作成すること。

②計画が採択された場合、ながさき介護現場サポートセンターによる伴走支援を受け、県内介護事業所へ先進事例として紹介されることに同意すること。

③これまでに同補助金の交付を受けていない事業所であること。

（３）の補助金

①補助を受けた事業所は、県や厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）

②補助を受けた事業所は、補助を受けた翌年度、業務改善計画に対する効果を報告すること。

（４）の補助金

①計画が採択された場合、ながさき介護現場サポートセンターによる伴走支援等のもと、業務改善計画を作成し、県に提出するとともに、業務改善に取り組むこと。

②補助を受けた事業者等は、県や厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）

③補助を受けた事業者等は、補助を受けた翌年度、業務改善計画に対する効果を報告すること。

５．補助率及び補助上限額

補助金の種類	補助率	補助上限額
（１）介護テクノロジー普及促進補助金	５分の４	１事業所あたり 400 万円
（２）介護ＤＸ化推進補助金	10 分の 10	１事業所あたり１,000 万円 （複数の事業者等で申請する場合は、１計画あたり １,000 万円）
（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金	５分の４	１グループあたり １,200 万円 かつ１法人につき 120 万円 （訪問介護事業所を経営する法人の場合は 150 万円）
（４）介護事業者等経営改善支援補助金	５分の４	１事業者等あたり 35 万円

※千円未満の端数は切捨

※（１）の補助金について、１事業所につき申請できる機器等は３区分までとする。

6．事業実施期間

補助内示後から**令和９年２月１９日（金）**まで

※機器導入、研修等の実施に加え、事業に関する**支払全てを完了する必要があります。**

7．事業内容

（１）介護テクノロジー普及促進補助金

（ア）　補助対象

以下の A～C の中から各事業所が必要と判断したものを対象とし、介護テクノロジーを複数種類組み合わせて導入することは差支えない。

また、介護テクノロジーを導入する事業所は、以下の **D について必ず実施**することとし、実施に際して費用が発生する場合には費用を補助する。（D のみの申請は不可）

A.「TAIS」に掲載された介護テクノロジー等	①「福祉用具情報システム」（(公財) テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。）において「介護テクノロジー」として選定された機器等 ・福祉用具情報システム（TAIS） （掲載先：https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php）
	②介護ソフトの定着を促進する（以下「介護ソフト定着促進」という。）費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用や Wi-Fi 環境整備に必要な経費等 ＜例＞ ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末 （ＰＣ、タブレット端末（リース費用含む）） ・介護ソフトを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用
B.その他	①申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器であっても、「TAIS」に掲載されている介護テクノロジーと機能等が同水準と判断される機器等であれば、補助対象とする。
	②A の①によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断される機器等 ＜例＞ ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理　等）

C.パッケージ型導入支援	Aの①及びBの①の機器等のうち、「介護業務支援」に分類されているテクノロジー又は「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断される、Aの①及びBの①の機器等を導入する場合の支援を行う。なお、過年度に導入した機器と連携させるテクノロジーは、A又はBの対象と見なす。 ＜例＞ ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・「介護業務支援」に該当する複数の機器 ・介護ソフト＋インカム
D.（A～C の導入と一体的に行う）業務改善支援 ※実施必須	介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、A～Cにより介護テクノロジーを導入する場合は、以下のａ又はｂに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。 a. コンサルティング会社等による業務改善支援 生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。また、支援を受けるための費用を補助対象とする。 なお、メーカーや販売店等による単なる機器の操作説明は補助対象外とする。（メーカーから上記①～③等の支援が受けられる場合は補助対象とする。） b.ながさき介護現場サポートセンター等による業務改善支援 次のいずれかの研修等を受講すること。 ・ながさき介護現場サポートセンターが実施する研修 ・厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」及び「生産性向上フォローアップセミナー（講義形式・ワーク形式）」 ＜生産性向上ビギナーセミナー・フォローアップセミナーの案内＞ （掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/001708992.pdf） ・「デジタル中核人材養成研修」

（イ）留意事項

・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象外とする。

・介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）。なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一気通貫が実現できていれば補助対象として差し支えない。

・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記アを要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記イを要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

ア　公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していることに加え、中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

イ　厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、「LIFE」にて掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE」に準じた CSV ファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。

・（ア）補助対象の A の①及び B の①の機器等（介護ソフトを除く）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。なお、併せて導入する場合は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して、以下「（ウ）補助上限額」に定める１台あたりの上限額に導入台数を乗じた金額とする。

＜例＞

・介護テクノロジーを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築　等）

・介護テクノロジーの利用に伴って導入する PC、タブレット端末　等

（ウ）補助上限額

<table>
<tr><th colspan="4">区分</th><th>上限額</th></tr>
<tr><td rowspan="13">A.「TAIS」に掲載された介護テクノロジー</td><td colspan="3">①移乗支援</td><td rowspan="2">1機器あたり
100万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">②入浴支援</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③介護業務支援</td><td rowspan="4">価格が職員数に応じて変動する介護ソフト</td><td>職員　1人～10人</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td>職員11人～20人</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>職員21人～30人</td><td>200万円</td></tr>
<tr><td>職員31人～</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">価格が職員数に応じて変動しない介護ソフト</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">インカム</td><td>1機器あたり
100万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">④移動支援</td><td rowspan="6">1機器あたり
30万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑤排泄支援</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑥見守り・コミュニケーション</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑦機能訓練支援</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑧食事・栄養管理支援</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑨認知症生活支援・認知症ケア支援</td></tr>
<tr><td rowspan="7">B.その他</td><td colspan="3">「TAIS」に掲載されていない機器のうち、「TAIS」に掲載された介護テクノロジーと機能等が同水準と判断される機器等</td><td>上記Aの
上限額による</td></tr>
<tr><td rowspan="4">価格が職員数に応じて変動するバックオフィスソフト</td><td>職員　1人～10人</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td>職員11人～20人</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>職員21人～30人</td><td>200万円</td></tr>
<tr><td>職員31人～</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">価格が職員数に応じて変動しないバックオフィスソフト</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記に該当しない機器等</td><td>1機器あたり
100万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">C.パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）</td><td>400万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">D.（A～Cの導入と一体的に行う）業務改善支援</td><td>48万円</td></tr>
</table>

※価格が職員数に応じて変動する介護ソフト及びバックオフィスソフトにおいて、職員数については常勤換算方法により算出するが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

※介護ソフト及びバックオフィスソフトの導入に合わせて、「介護ソフト定着促進」の支援を活用する場合は、上限額に15万円加算することができる。なお、「パッケージ型導

入支援」に合わせて対象とする場合、同支援の上限額に15万円加算することができる。
※介護ソフト及びバックオフィスソフトを導入する訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和８年度中に「ケアプランデータ連携システム」により５事業所以上とデータ連携を実施する場合は、上限額に５万円を加算することができる。
※１事業所につき**３区分まで**の申請とする。
（例）
・移乗支援、入浴支援、インカム
・移乗支援、入浴支援、パッケージ型導入支援
※インカムの導入台数は職員数、見守り支援機器の導入台数は事業所の定員数を上限とする。

（２）介護ＤＸ化推進補助金

（ア）補助対象

（１）の（ア）で示した機器等

（イ）補助上限額

1,000万円（導入機器・業務改善支援等の合計額）

※複数の事業者等で申請する場合は、１計画あたり1,000万円

※機器の種類ごとの補助上限額は無し

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

（ア）補助対象

事業者グループが実施する、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する以下の取組

①合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費
②共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
③共同発注による福利厚生の充実や職場環境改善等、従業者の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費
④合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
⑤人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
⑥加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
⑦各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
⑧協働化等にあわせて行うICTインフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）
⑨協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費
（事業所車輌の購入費は対象外）
⑩合併・介護保険サービスやその他事業の展開・事業譲渡等を含む経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費
⑪その他本事業の目的を達成するため、知事が必要と認める取組

（イ）補助上限額

１グループあたり1,200万円かつ１法人につき120万円

（訪問介護事業所を経営する法人の場合は150万円）

（４）介護事業者等経営改善支援補助金

（ア）補助対象

WAM が提供する経営診断、経営分析プログラムの受講等に要する経費

（イ）補助上限額

１事業者等あたり 35 万円

８．補助対象外経費

次の費用は補助対象外です。

①補助金内示の前に購入、リース又はレンタル契約、研修開催の契約等を締結したもの
②他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの
③補助金の事業実施期間内に機器の納品、研修等の業務改善支援の実施、支払いが完了しないもの（リース、レンタル、割賦等の支払を含む）
④保守、サポート、セキュリティ対策等の補助金の事業実施期間以降に継続して発生する費用のうち当該翌年度以降相当分
⑤介護テクノロジーのメンテナンスに要する費用
⑥インターネット回線使用料等の通信費
⑦保険料
⑧事業所等において、専らその位置を変更せず使用するパソコン及びプリンターの購入、リース又はレンタルに要する費用
⑨その他当該事業として適当と認められない費用

９．事業計画の提出について

本補助金の活用を希望する場合は、補助金の種類ごとに定められている各提出資料を以下の期限までに長崎県長寿社会課介護人材確保推進班へ**電子申請にて提出**してください。（**書面での提出はできません**）

複数の介護事業所を運営する法人は、各事業所の事業計画書を取りまとめてご提出ください。（ただし、ファイルは事業所ごとに分けてください。）

なお、提出物に不足がある場合や補助対象の要件を満たさない場合は補助対象外とみなします。

＜事業計画提出期限＞

令和８年７月３１日（金）17 時締切

＜提出先＞

県ホームページから様式を取得し、ホームページ内の電子申請システムにて提出してください。

なお、提出後は、提出したファイルの差替えは原則受け付けませんのでご注意ください。

◆県 HP トップ＞分類で探す＞福祉・保健＞高齢者・介護保険＞介護人材確保の取組の情報（介護人材ポータルサイト）＞介護テクノロジーの普及促進＞
【募集開始】令和８年度介護現場デジタル改革推進事業補助金
URL：http://10.1.10.10/doc/48428.html

長崎県　デジタル改革　補助金　新規募集	検索

◆電子申請システム URL は以下のとおりです。
（１）介護テクノロジー普及促進補助金
https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13509
（２）介護ＤＸ化推進補助金
https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13510
（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金
https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13511
（４）介護事業者等経営改善支援補助金
https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13512

＜提出資料＞
（１）介護テクノロジー普及促進補助金
Ⅰ．「（１）業務改善計画書様式（テクノロジー）」のうち、
・表紙
・提出書類チェックリスト
・経費所要額調（様式 2-1）
・介護テクノロジー普及促進事業計画書（様式 3）
Ⅱ．通信環境整備費用（介護ソフト利用のための Wi-fi 環境整備工事に係る費用など）を計上する場合は、通信環境整備の内容がわかる書類（図面等）
Ⅲ．価格が職員数に応じて変動する介護ソフト及びバックオフィスソフトを導入する場合は、勤務形態がわかる書類（常勤換算の人数を記入したもの）
Ⅳ．見積書の写し
Ⅴ．その他参考となる書類
※導入する介護テクノロジーのカタログの提出は必要ありません。ただし、これまでに補助実績がない機器の場合は、追加で提出いただく場合があります。

（２）介護ＤＸ化推進補助金

Ⅰ.「（２）業務改善計画書様式（DX)」のうち、
・表紙
・提出書類チェックリスト
・経費所要額調（様式 2-1）
・介護ＤＸ化推進事業計画書（様式３）
Ⅱ. 通信環境整備費用（介護ソフト利用のための Wi-fi 環境整備工事に係る費用など）を計上する場合は、通信環境整備の内容がわかる書類（図面等）
Ⅲ. 見積書の写し
Ⅳ. その他参考となる書類
※導入する介護テクノロジーのカタログの提出は必要ありません。ただし、これまでに補助実績がない機器の場合は、追加で提出いただく場合があります。

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

Ⅰ.（３）業務改善計画書様式（グループ)」のうち、
・表紙
・提出書類チェックリスト
・経費所要額調（様式 2-1）
・事業者グループ職場環境改善協働実施推進事業計画書（様式 3）
Ⅱ. 見積書の写し
Ⅲ. その他参考となる書類

（４）介護事業者等経営改善支援補助金

Ⅰ.「（４）業務改善計画書様式（経営支援)」のうち、
・表紙
・提出書類チェックリスト
・経費所要額調（様式 2-1）
・経営改善支援事業計画書（様式 3）
Ⅱ. その他参考となる書類

10. 審査について

提出された事業計画は、外部の専門家等で構成する審査会において、以下の項目に基づき審査を行います（**必須項目の部分については、最低基準点以下の場合、不採択となります。**加点項目は必ず満たす必要はありませんが、多くの項目を満たしている事業所ほど優先的に採択します。）。審査に基づき、予算の範囲内で、事業計画を採択しますが、**補助額を減額して採択する場合や、1 法人につき 1 事業所のみなど、採択を絞る**場合があります。

※1 法人から複数事業所分申請をする場合には、**採択優先度**を事前に決めていただきます。申請が多かった場合には、得点が採択基準に達している事業所の中で**採択優先度が高い事業所から順番に採択**します。なお、審査結果は、令和８年９月中旬頃までに文書で通知する予定です。

（１）介護テクノロジー普及促進補助金

＜審査項目＞

区分	審査項目	主な評価内容（優先採択となる評価項目）
必須項目	(１)事業の効果	事業所が抱える課題に対応した効果的な事業計画で、効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。
加点項目	（２）事業計画の採択実績	過去３年間（令和５～７年度）に、本県の介護ロボット・ICT の導入に関する補助金の交付を受けていない事業所か。
	（３）長崎県介護事業所認証評価	令和７年度までにＮはーと（長崎うれしかハート介護事業所）の認証を受けた事業所か。
	（４）優先機器の導入	見守り支援機器・介護ソフト・インカムを導入する事業計画となっているか。
	（５）伴走支援の実績	令和７年度にながさき介護現場サポートセンターによる伴走支援を受けたか。
	（６）経営診断又は経営分析プログラムの受講等	令和８年度に WAM が実施する、経営診断又は経営分析プログラムを受講し、ながさき介護現場サポートセンターによる経営支援を受ける予定か。

＜評価にあたっての視点・考え方＞

評価内容	視点・考え方
(１)	「夜勤者の精神的な負担が大きい」、「利用者との接触機会が多く、感染リスクがある」などの課題に対し、端末等で入居者の状態を確認できる見守り支援機器を導入・活用する事業計画や、「手書きでの記録に時間を要している」「限られた職員数で業務を行う必要がある」などの課題に対し、ICT を導入・活用する事業計画など、事業所が抱える具体的な課題に対し、効果的な機器を導入・活用する事業計画を評価します。 見守り支援機器の場合、具体的な数値目標の例としては、「夜間の定期訪室回数 ●回→▲回」といったものを想定しています。 ただし、施設利用者の安全確保上望ましくない目標や機器の性能上達成不可能な目標等は評価しません。
（２）	令和５～７年度の本県の介護ロボット・ICT に関する補助金とは、以下の補助金を指します。 ◆介護テクノロジー普及促進補助金（R6,7） ◆介護ＤＸ化推進補助金（R6,7） ◆長崎県介護ロボット・ICT 普及促進事業補助金（R5）

（４）	厚生労働省に指定されている優先３機種であり、業務時間削減効果が特に確認されている、見守り支援機器・介護ソフト・インカムを導入予定であれば、加点します。
（６）	WAM が提供する、経営診断又は経営分析プログラムを令和８年度に受講した上で、ながさき介護現場サポートセンターによる経営支援を受ける予定であれば、加点します。

（２）介護ＤＸ化推進補助金

＜審査項目＞

区分	審査項目	主な評価内容（優先採択となる評価項目）
必須項目	（１）事業の効果	①事業所が抱える課題に対応した効果的な事業計画となっており、効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。 ②効果検証の体制を整えており、その方法は妥当であるか。 ③地域単位での複数の事業所等におけるテクノロジー導入又は複数のテクノロジーの組合せにより、業務全般での生産性向上を目指した計画となっているか。
加点項目	（２）地域単位での面的取組	複数の事業所等で介護テクノロジーを導入することにより、地域単位で生産性向上を目指す先進的な面的取組となっているか。
	（３）長崎県介護事業所認証評価	令和７年度までにＮはーと（長崎うれしかハート介護事業所）の認証を受けた事業所が含まれているか。
	（４）過去の事業計画採択実績	過去に採択した事業計画と異なる内容の計画であるか。
	（５）実現可能性	①現在、どのような介護テクノロジーを導入しているか。 ②導入済の介護テクノロジーをどのように使用しているか。
	（６）事業の体制	導入に対して、目標を達成するための具体的なスケジュールを検討しているか。

＜評価にあたっての視点・考え方＞

評価内容	視点・考え方
（１）①	「事業者間で地理的な距離があり、書類のやり取りに時間とコストがかかる」、「夜勤者の精神的な負担が大きい」などの課題に対し、データのやり取りができるICT等を導入・活用する事業計画や、端末等で入居者の状態が確認できる見守り支援機器を導入・活用する事業計画など、地域や事業所が抱える具体的な課題に対し、効果的な機器を導入・活用する事業計画を評価します。 見守り支援機器の場合、具体的な数値目標の例としては、「夜間の定期訪室回数 ●回→▲回」といったものを想定しています。 ただし、施設利用者の安全確保上望ましくない目標や機器の性能上達成不可能な目標等は評価しません。
（１）②	効果を数値等で具体的に把握できる体制を整えており、その方法が効果を把握する方法として適しているか評価します。
（１）③	地域の事業者等が一斉にテクノロジーを導入することで、より効果的に生産性向上を目指す計画や、導入機器の種類に偏りが無く、様々な面から複合的に生産性向上を目指す計画を評価します。
（２）	単独施設ではなく、複数の事業所等で介護テクノロジー等を導入することにより、地域単位で効果的に生産性向上を目指す先進的な面的取組を評価します。
（４）	過去に採択した事業計画と異なる内容の計画であれば評価します。 なお、これまで採択実績が無い事業所も同様に評価します。
（５）①	現時点で既に介護テクノロジーの導入が進んでおり、事業計画を実施すれば確実に先進事例となり得る取組や事業所を評価します。
（５）②	現時点で導入済の介護テクノロジーを効果的に活用できている事業所を評価します。
（６）	地域内又は事業所内で、介護テクノロジーの導入・活用を進めるため、活用や効果の検証を行う検討会（既存会議の活用でも可）を実施(予定)か確認します。

（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

＜審査項目＞

区分	審査項目	主な評価内容（優先採択となる評価項目）
必須項目	（１）事業の効果	事業所グループが抱える課題に対応した効果的な事業計画で、効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。
加点項目	（２）過去の事業計画採択実績	過去に採択した事業計画と異なる内容の計画であるか。

＜評価にあたっての視点・考え方＞

評価内容	視点・考え方
（２）	過去に採択した事業計画と異なる内容の計画であれば評価します。 なお、これまで採択実績が無い事業所も同様に評価します。

（４）介護事業者等経営改善支援補助金

＜審査項目＞

区分	審査項目	主な評価内容（優先採択となる評価項目）
必須項目	経営支援希望事業所募集への採択	ながさき介護現場サポートセンターが実施する経営支援に係る公募に応募し、採択された事業所等であるか。

11．手続きについて

＜手続きの流れ＞

申請者	長崎県
（１）事業計画書提出	（２）審査
（４）交付申請	（３）内示
事業が完了後 （６）実績報告	（５）交付決定
―	（７）検査（原則、書面のみ）
（９）請求書提出	（８）交付額確定
消費税に係る仕入控除税額が確定後 (11)消費税に係る仕入控除税額報告書提出	（10）補助金交付
（12）効果報告書提出	―

■内示を受けた後、事業実施が可能となります。**ただし、補助金交付決定前に事業を実施する場合、事業を実施する前に、交付決定前着手届（様式第 18 号）を提出していただく必要があります**。

■原則として、内示を受けた機器は変更できません。

■発注に際しては、県が行う契約手続きの取り扱いを準拠してください。

■内示通知に記載した期日までに、補助金交付申請書を提出してください。
（**今回提出した見積書等の添付書類も再度ご提出ください。**）
■**事業実施期間は補助内示後から令和９年２月１９日（金）までです。**
（上記の期間中に介護テクノロジーの導入や研修、業者への支払まで完了する必要があります。）
■**事業の完了した日から 30 日を経過した日、又は令和９年２月２６日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書の提出が必要です。（期限内に提出がない場合、補助金の支払いができません。）**
■県が交付額を確定し、適正な請求書が提出された後に、補助金を支払います。
■事業が完了し、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出してください。
■以下の補助金については、国や県からの依頼に応じて、機器の導入後３年間（令和９～11 年度）、導入効果報告書（様式第 17 号）を提出する必要があります。
・（１）介護テクノロジー普及促進補助金
・（２）介護ＤＸ化推進補助金
■以下の補助金については、実施年度の翌年度の 10 月末日までに、事業効果報告書（様式第 17 号）を提出する必要があります。
・（３）事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金
・（４）介護事業者等経営改善支援補助金

＜必要書類一覧＞

様式番号	様式名	交付申請	実績報告	補助金請求	その他	備考
第１号	交付申請書	●				
第 2-1 号	経費所要額調	●				
第 2-2 号	経費所要額調（変更）				△	該当がある場合のみ
第 2-3 号	経費精算額調		●			
第３号	事業計画書	●				
第４号	誓約書	●				
第６号	変更承認申請書				△	該当がある場合のみ
第７号	事業計画書（変更）				△	該当がある場合のみ
第８号	中止（廃止）承認申請書				△	該当がある場合のみ
第９条	補助事業遅延等報告書				△	該当がある場合のみ
第 10 号	補助事業遂行状況報告書				△	該当がある場合のみ

様式番号	様式名	交付申請	実績報告	補助金請求	その他	備考
第11号	実績報告書		●			(事業完了後)
第12号	補助事業実績書		●			(事業完了後)
第14号	補助金交付請求書			●		(交付額確定後)
第15号	概算払請求書				△	補助金の概算払を希望する場合に要提出
第16号	消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書				●	(各事業者における消費税等に係る仕入れ控除税額確定後)
第17号	導入（事業）効果報告書				●	・(1) テクノロジー補助金及び(2) DX補助金は、令和9～11年度（3年間） ・(3) グループ補助金及び(4) 経営支援補助金は、翌年度の10月末日までに提出
第18号	交付決定前着手届				△	**補助金交付決定前に着手する場合、要提出**
別紙1～4	業務改善計画様式（厚生労働省）	●				
参考資料	勤務形態がわかる書類(常勤換算の人数を記載したもの)	△				(1)介護テクノロジー普及促進補助金で介護ソフト、バックオフィスソフトを導入する場合のみ
参考資料	見積書又は契約書の写し	●	●			(4)経営支援補助金は、経営分析プログラムを受講する場合、要提出
参考資料	補助事業に係る支払いが確認できる書類(領収書等)の写し		●			
参考資料	導入した介護ロボット、Wi-Fi 工事等の内容がわかる写真		●			

【お問い合わせ先】

長崎県福祉保健部　長寿社会課　介護人材確保推進班

〒850-8570　長崎市尾上町3-1

TEL：095-895-2440　FAX:095-895-2576

E-mail：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp